

# 非正規雇用労働者の処遇改善のために

最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等にキャリアアップ助成金をご利用ください！

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

## 賃金規定等改定コース

※ < > は生産性の向上が認められる場合の額、 ( ) は大企業の額。

### ① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定

対象労働者数が 1人～3人：95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>)  
 4人～6人：19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>)  
 7人～10人：28万5,000円<36万円> (19万円<24万円>)  
 11人～100人：1人当たり28,500円<36,000円> (19,000円<24,000円>)

### ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定

対象労働者数が 1人～3人：47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>)  
 4人～6人：95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>)  
 7人～10人：14万2,500円<18万円> (95,000円<12万円>)  
 11人～100人：1人当たり14,250円<18,000円> (9,500円<12,000円>)

※ 中小企業において3%以上増額した場合、

①について1人当たり、14,250円<18,000円>加算、②について1人当たり、7,600円<9,600円>加算

※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) 加算

## 今年度の最低賃金額の引上げに向け活用いただけます！

今年度の最低賃金額の引上げに向け取り組む場合

最低賃金額の発効日の前日までにキャリアアップ計画書の提出、賃金規定等の改定(作成)・2%以上増額(※)を行うと助成の対象となります。(ただし、改定後の最低賃金と同額以上になること。)

<参考> 昨年の大阪府の最低賃金改定  
 公示日：平成28年9月1日  
 発効日：平成28年10月1日  
 時間額：883円(2.9%増額)

※ 中小企業において3%以上増額した場合は、加算措置が適用されます。

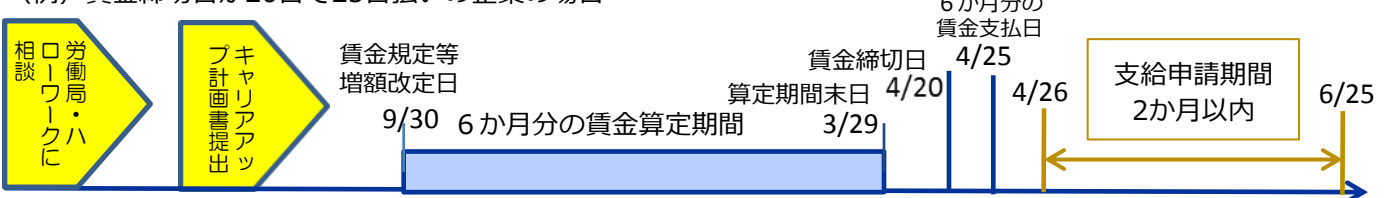
<生産性要件> 生産性を向上させた企業には、助成額又は助成率を割増します。

- (1) 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて**6%以上伸びている**こと。または、1%以上(6%未満)伸びており、かつ金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること。
- (2) 生産性 = 
$$\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

## 申請までの流れ

賃金規定等の改定(作成)・増額後、**6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請**してください。また、**改定(作成)・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出**する必要があります。

(例) 賃金締切日が20日で25日払いの企業の場合



- ※ **その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください(支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません)。**
- ※ **コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要**です(人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで)。すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。
- ※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。
- ※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」